

新城市公共工事に係る前金払取扱要綱

平成 17 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 163 条及び新城市契約規則(平成 17 年新城市規則第 37 号)第 55 条の規定に基づく前金払に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第 2 条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する工事のうち、土木建築に関する工事の設計、調査及び測量を除くものとする。

(前金払の制限)

第 3 条 1 件の契約金額が 500 万円未満のものについては、前金払をしないものとする。

2 前項に定めるもののほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないものとする。

(前払金の額)

第 4 条 前払金の額は、契約金額に 100 分の 40 を乗じて得た額以内とする。

2 契約金額に前項の率を乗じて求めた前払金に 1 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払)

第 5 条 第 2 条第 1 項に掲げる工事で次の各号のいずれにも該当するものについては、当初の前金払に追加して中間前金払をすることができる。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の割合は、請負代金額の 100 分の 20 以内とし、前払金と中間前払金との合計額が請負代金の 100 分の 60 を超えてはならない。

3 契約金額に前項の率を乗じて求めた中間前払金に 1 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2 年度以上にわたる契約における前金払及び中間前金払)

第 6 条 継続費に係る 2 年度以上にわたる契約における前金払又は中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額に対しそれぞれ第 4 条及び第 5 条の割合を適用するものとし、第 4 条第 1 項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第 5 条第 1 項 1 号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同項第 2 号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と同項第 3 号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同条第 3 項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の会計年度に契約金額の総額に対して行うことができるものとし、中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うことができるものとする。

3 債務負担行為に係る 2 年度以上にわたる契約における前金払又は中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対しそれぞれ第 4 条及び第 5 条の割合を適用するものとし、第 4 条第 1 項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第 5 条第 1 項 1 号中「工期」とあるのは「工期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同項第 2 号中「工期」とあるのは「工期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と同項第 3 号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同条第 3 項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 3 項の場合における 2 年度以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(前金払の明示)

第 7 条 前金払の対象とされる工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札に参加する者等に対し、これを明示するものとする。

(前払金の請求)

第 8 条 前払金を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに法第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した保証証書及び請求書等関係書類を市長に提出するものとする。

(前払金の支払)

第 9 条 前払金は、前条の規定により請求書を受理した日から 21 日以内に支払うものとする。

(中間前払の認定)

第10条 中間前払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前払金支払認定申請書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)及び工程表を添えて、第5条第1項各号に掲げる要件を備えていることの認定を請求するものとする。

2 前項の請求があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前払金認定調書(様式第3号)により認定を請求した者に通知するものとする。

3 中間前払金の請求ができる要件を備えていると認定された者は、前項の認定通知受領後速やかに、中間前払金請求書(様式第4号)に保証契約を締結した保証証書を添付し、請求するものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第11条 前払金を受けた者は、当該前払金を受けた工事の契約金額が著しく増加された場合、増額後の契約金額に対し、第4条に規定する割合により算出した前払金の額(中間前払を受けた場合にあっては、増額後の契約金額に対し第4条に規定する割合により算出した前払金の額及び増額後の契約金額に対し第5条第3項に規定する割合により算出した中間前払金の合計額)から受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で追加の前払金を請求することができる。この場合において、追加の前払金を受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 前払金を行った工事の契約金額を減額した場合で、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5(中間前払金の支払を行っているときは10分の6)を越えている場合にあっては、その超過額を返還させることができる。

(中間前払と部分払)

第12条 受注者は、同一の契約において中間前払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末の出来高に対する部分払については、中間前払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(前払金の返還)

第13条 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を当該工事以外の目的に使用した場合
- (2) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- (3) 当市との契約が解除された場合

2 前項の場合の規定により前払金を変換させる場合において、当該前払金に係る対象工事に既済部分があるときは、当該前払金に額から当該既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

3 第1項の規定により前払金を返還させる場合において、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条に定める率を乗じて得た額を遅延利息(円未満切り捨て。)として徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の新城市公共工事に係る前払金取扱要綱は、平成25年4月1日以後に公告その他の契約申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の新城市公共工事に係る前払金取扱要綱は、平成26年4月1日以後に公告その他の契約申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の新城市公共工事に係る前払金取扱要綱は、平成30年4月1日以後に公告その他の契約申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

<p>中間前払金認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>新城市長 殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住所 氏名 (名称及び代表者名)</p> <p>下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	新城市
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
進 捗 状 況	契約金額の パーセント (年 月 日現在) (債務工事の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。) <hr/> 全工程の パーセント (債務工事の場合は、各年度における作業工程に対する場合を記載すること。)

注 別添として、工事履行報告書(様式第2号)及び工程表を提出してください。

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新 城 市 長

中間前金払認定調書

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前金の請求ができる要件を備えていることを認定しました（備えていませんでした）。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
担当 電話	

中間前払金請求書

年 月 日

新城市長 殿

受注者 住所
氏名
(名称及び代表者名)

印

下記のとおり契約代金を前払いしてください。

記

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の中間前払金

1 工事名 _____

2 路線等の名称 _____

3 工事場所 _____

4 契約締結年月日 _____年 月 日

5 契約金額 金 _____ 円

6 支払方法
口座振替
金融機関 _____ 銀行 _____ 支店
(フリガナ) _____
口座名義人 _____
口座番号 普通 ・ 当座 _____